



平成 20 年 4 月 10 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 U C S  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 松 野 壽 照  
(JASDAQ・コード番号：8787)  
問 合 せ 先 専 務 取 締 役 業 務 本 部 長 山 下 正 行  
電 話 番 号 0 5 8 7 - 2 4 - 9 0 2 8

定款の一部変更に関するお知らせ

平成 20 年 4 月 10 日開催の取締役会において、平成 20 年 5 月 29 日開催予定の第 17 回定時株主総会に下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 平成 19 年 9 月 30 日に金融商品取引法が施行されたことに伴い、現行定款第 2 条（目的）につきまして、法律および業務の名称の変更など所要の変更を行うものであります。
- (2) 周知性の向上および手続きの合理化を図るため、当社の公告方法を電子公告に変更し、あわせてやむを得ない事由によって電子公告ができない場合の公告方法を定めるものとし、変更案第 5 条（公告方法）とするものであります。
- (3) 単元未満株式の権利を合理的な範囲に制限するため、変更案第 9 条（単元未満株式についての権利）を新設するものであります。
- (4) 株式に関する取扱いのほか、株主提案権等の権利行使は書面によるものとするなど、株主の権利行使に関する手続きについても株式取扱規程で定めることができるものとし、変更案第 11 条（株式取扱規程）とするものであります。
- (5) その他条文の新設に伴い、条数を順次繰り下げるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 20 年 5 月 29 日（木曜日）
定款変更の効力発生日	平成 20 年 5 月 29 日（木曜日）

以 上

別紙

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第2条</p> <p>1. ~19. (号文省略)</p> <p>20. 損害保険会社に対する特定証券業務(証券取引法第65条の2第11項)の委託の斡旋および支援</p> <p>21. ~34. (号文省略)</p> <p>35. 証券取引法に基づく証券仲介業</p> <p>36. ~37. (号文省略)</p> <p>(公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載してする。</p> <p>第2章 株式</p> <p>(新設)</p> <p>第9条 (条文省略)</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第10条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>第11条~第38条 (条文省略)</p>	<p>第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第2条</p> <p>1. ~19. (現行どおり)</p> <p>20. 損害保険会社に対する特定金融商品取引業務の委託の斡旋および支援</p> <p>21. ~34. (現行どおり)</p> <p>35. 金融商品取引法に基づく金融商品仲介業</p> <p>36. ~37. (現行どおり)</p> <p>(公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載してする。</p> <p>第2章 株式</p> <p>(单元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>第10条 (現行どおり)</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第11条 当社の株式に関する取扱い、株主の権利行使の手続きおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>第12条~第39条 (現行どおり)</p>